

(お知らせ)

令和 7 年 8 月 5 日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 6 0 2 2 嘉手納弾薬庫地区の一部の共同使用の条件変更について他 6 件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 6 0 2 2 嘉手納弾薬庫地区の一部の共同使用の条件変更について
承認年月日	令和7年8月5日
施設・区域名称	F A C 6 0 2 2 嘉手納弾薬庫地区
合意対象所在地	沖縄県中頭郡読谷村、嘉手納町
合意対象面積等	土 地：約35,000 m ²
	水 域 等：－
	建 物：－
	工 作 物：－
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、令和5年1月11日付け日米安全保障協議委員会（2＋2）共同発表に基づき、陸上自衛隊が嘉手納弾薬庫地区内の火薬庫建設工事に係る調査・設計を実施するため、一部土地を共同使用することについて、同年11月21日に日米合同委員会で合意したところ、計画の変更が生じたため、嘉手納弾薬庫地区の共同使用の条件を変更することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土 地：約35,000 m²

※使用期間：承認の日から調査・設計の完了の日まで



日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 5 1 3 4 徳之島の財産の限定使用について
承認年月日	令和7年8月5日
施設・区域名称	F A C 5 1 3 4 徳之島
合意対象所在地	鹿児島県大島郡徳之島町及び伊仙町
合意対象面積等	土 地：約142,000 m ²
	水 域 等：－
	建 物：－
	工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン25」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

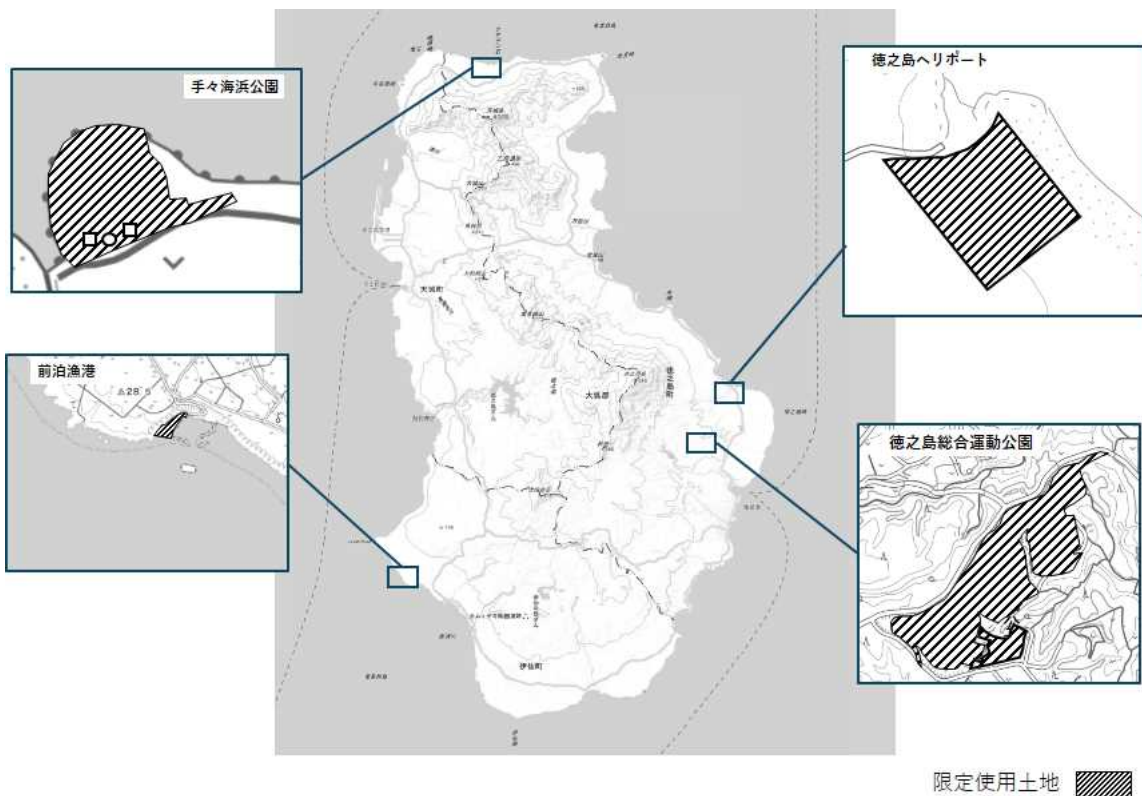
記

土 地：約142,000 m²

工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和7年9月11日から同月25日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 1 0 6 9 別海矢臼別大演習場及びF A C 1 0 7 7 丘珠駐屯地の追加財産並びにF A C 1 0 8 5 北恵庭駐屯地の財産の限定使用について
承認年月日	令和7年8月5日
施設・区域名称	F A C 1 0 6 9 別海矢臼別大演習場、F A C 1 0 7 7 丘珠駐屯地及びF A C 1 0 8 5 北恵庭駐屯地
合意対象所在地	北海道野付郡別海町、札幌市及び恵庭市
合意対象面積等	土地：約1,758,000㎡（航空自衛隊計根別着陸場） 約79,000㎡（陸上自衛隊丘珠駐屯地） 約18,000㎡（陸上自衛隊北恵庭駐屯地）
	水域等：－
	建物：1棟 約50㎡（陸上自衛隊別海矢臼別大演習場） 3棟 約920㎡（陸上自衛隊丘珠駐屯地） 5棟 約1,700㎡（陸上自衛隊北恵庭駐屯地）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン25」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

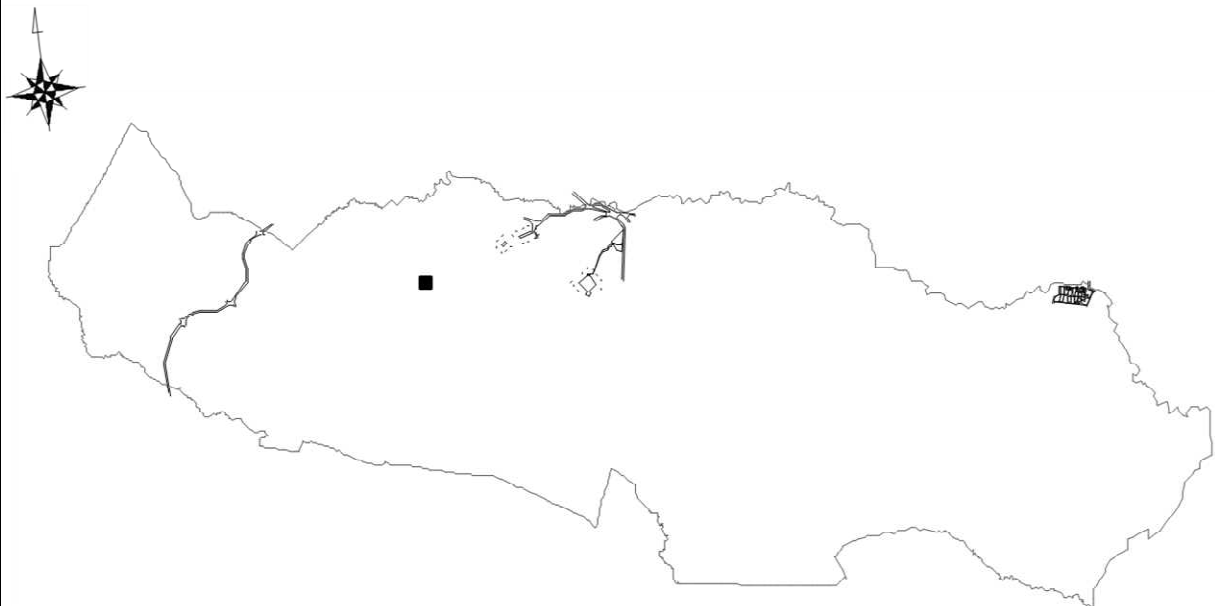
（1）陸上自衛隊別海矢臼別大演習場

建物：1棟 約50㎡

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和7年9月14日から同月30日までの共同訓練期間中

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



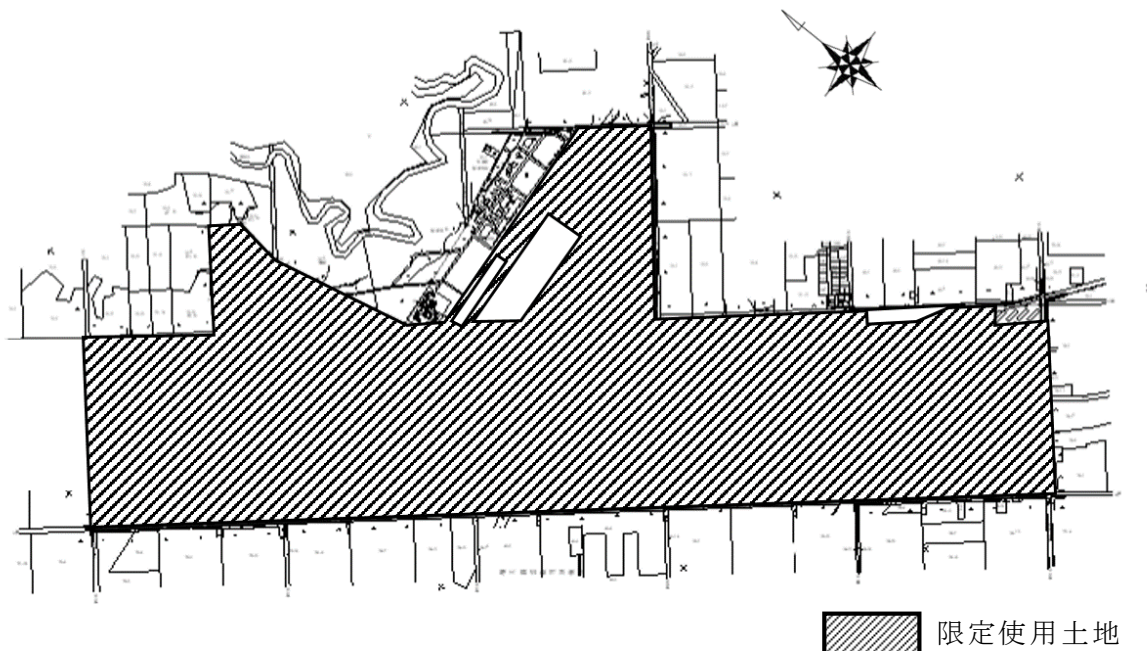
限定使用建物

(2) 航空自衛隊計根別着陸場

土 地：約 1,758,000 m²

工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 7 年 9 月 6 日から同月 28 日までの共同訓練期間中
（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



限定使用土地

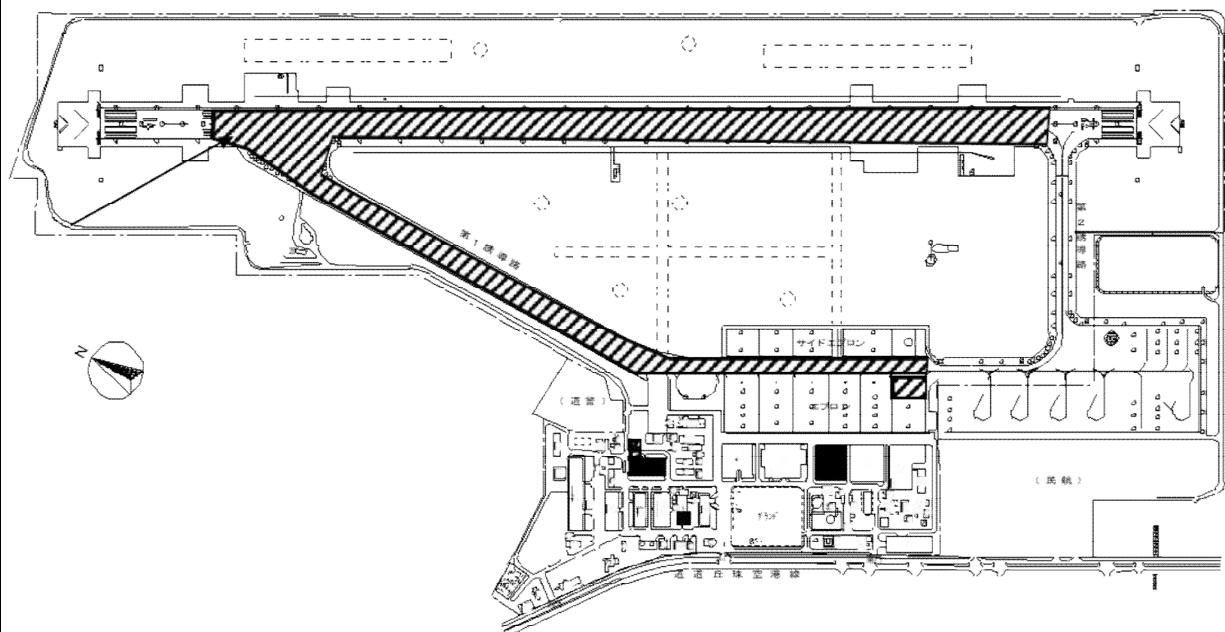
(3) 陸上自衛隊丘珠駐屯地

土 地：約 79,000 m²

建 物：3 棟 約 920 m²

工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 7 年 9 月 12 日から同月 25 日までの共同訓練期間中
（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



限定使用土地

限定使用建物

(4) 陸上自衛隊北恵庭駐屯地

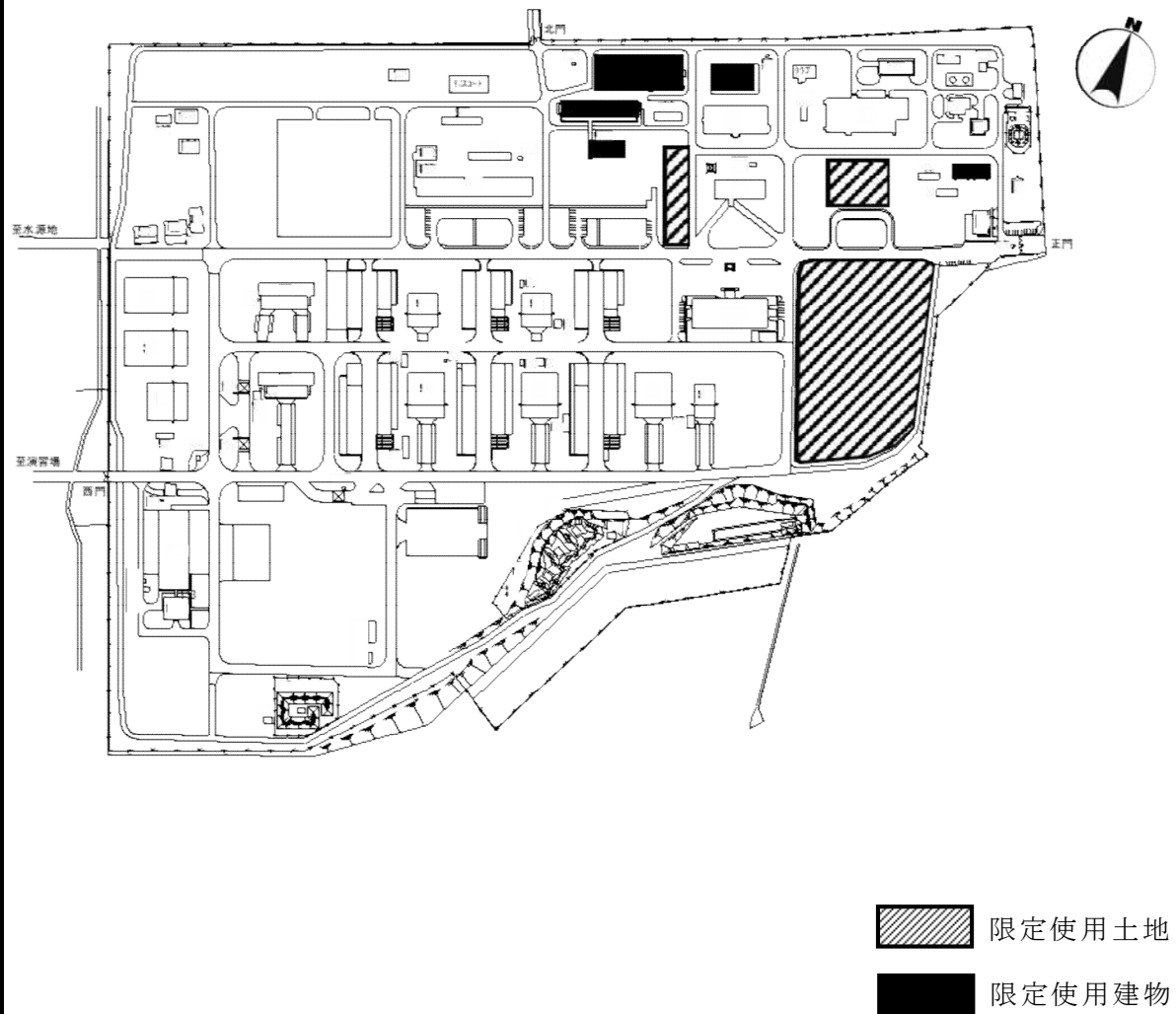
土地：約 18,000 m²

建物：5 棟 約 1,700 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和 7 年 9 月 17 日から同月 27 日までの共同訓練期間中

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 3 大矢野原・霧島演習場の財産及び F A C 5 1 3 0 奄美駐屯地の財産の限定使用について
承認年月日	令和7年8月5日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 3 大矢野原・霧島演習場 F A C 5 1 3 0 奄美駐屯地
合意対象所在地	熊本県上益城郡山都町（陸上自衛隊大矢野原演習場） 鹿児島県奄美市（陸上自衛隊奄美駐屯地）
合意対象面積等	土地：約 6, 7 0 0 m ² （陸上自衛隊大矢野原演習場） 約 4, 4 0 0 m ² （陸上自衛隊奄美駐屯地）
	水域等：－
	建物：4 棟 約 9 0 0 m ² （陸上自衛隊大矢野原演習場） 3 棟 約 4, 1 0 0 m ² （陸上自衛隊奄美駐屯地）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 附帯施設：－

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン25」を実施するため日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（1） F A C 5 1 2 3 大矢野原・霧島演習場

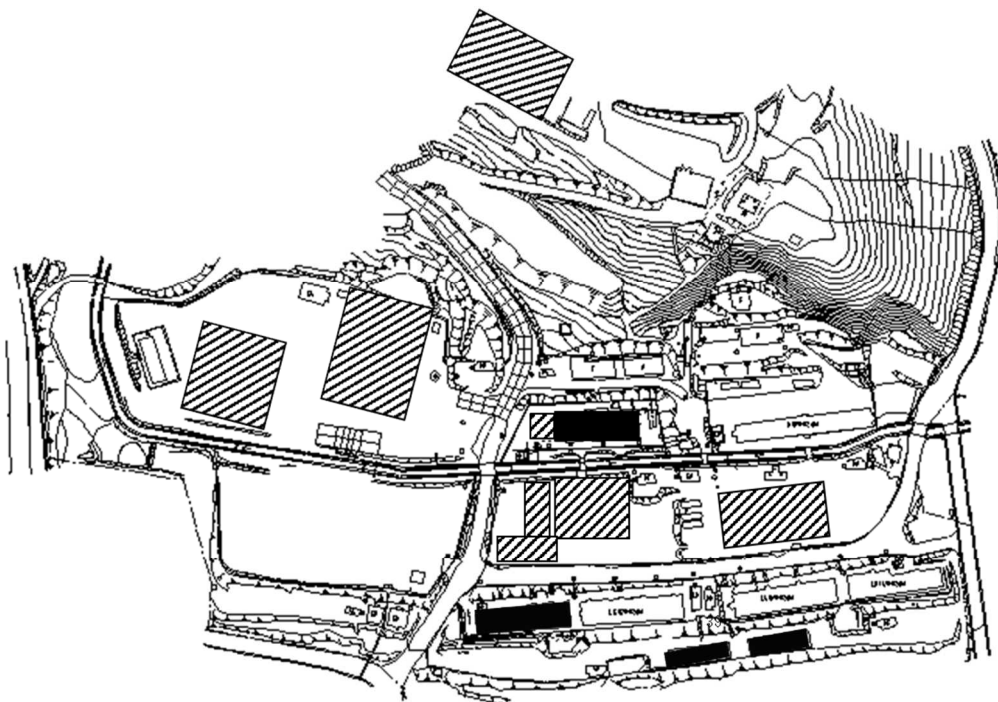
土地：約 6, 7 0 0 m²

建物：4 棟 約 9 0 0 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1） 令和7年9月6日から同年10月3日までの間

（2） 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



 限定使用土地及び工作物

 限定使用建物

※次頁に続く

(2) F A C 5 1 3 0 奄美駐屯地

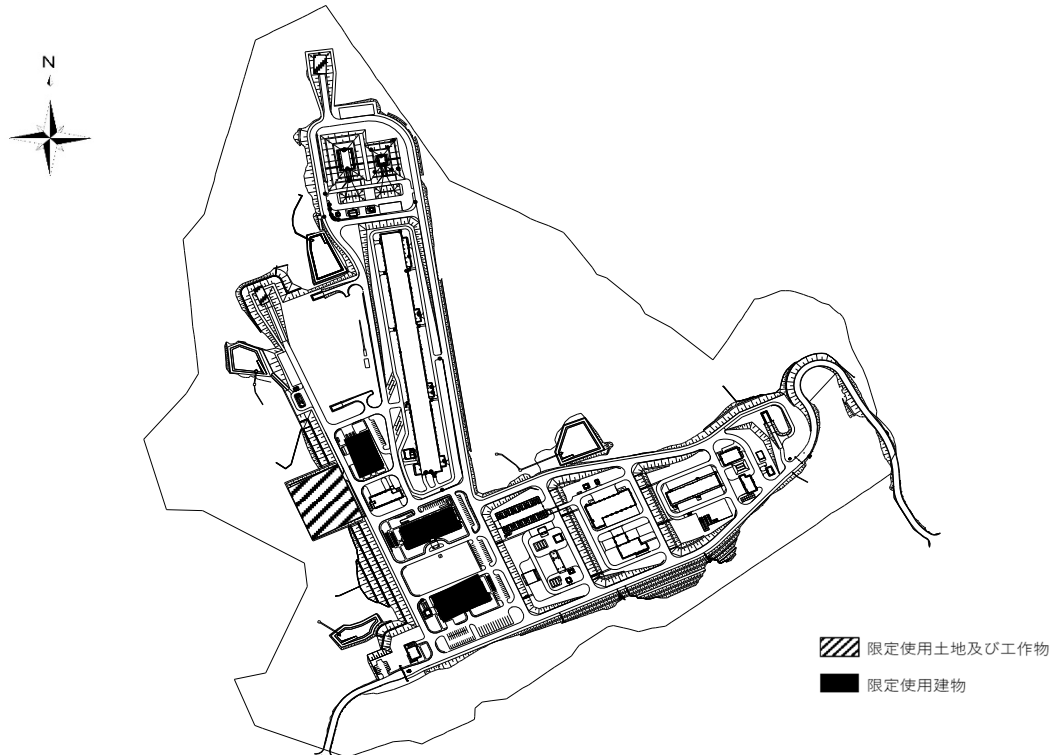
土地：約 4,400 m²

建物：3 棟 約 4,100 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 7 年 9 月 5 日から同年 10 月 3 日までの間

(2) 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 6 目達原駐屯地及びF A C 5 1 3 6 佐多射撃場の財産の限定使用について
承認年月日	令和7年8月5日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 6 目達原駐屯地 F A C 5 1 3 6 佐多射撃場
合意対象所在地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町（陸上自衛隊目達原駐屯地） 鹿児島県肝属郡南大隅町（陸上自衛隊佐多射撃場）
合意対象面積等	土地：約7,900㎡（陸上自衛隊目達原駐屯地） 約19,000㎡（陸上自衛隊佐多射撃場）
	水域等：－
	建物：12棟 約18,000㎡（陸上自衛隊目達原駐屯地） 9棟 約1,600㎡（陸上自衛隊佐多射撃場）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 附帯施設：－

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン25」を実施するため日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（1）F A C 5 1 2 6 目達原駐屯地

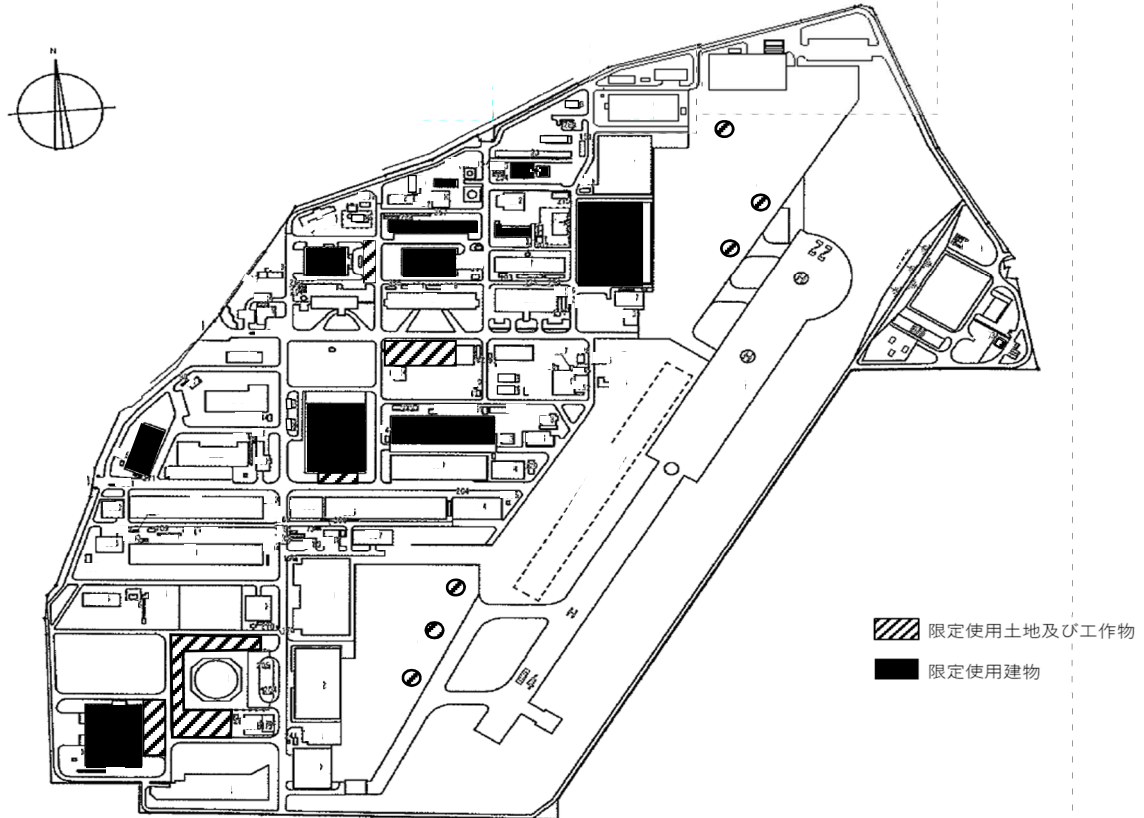
土地：約7,900㎡

建物：12棟 約18,000㎡

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和7年9月5日から同年10月3日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



※次頁に続く

(2) F A C 5 1 3 6 佐多射撃場

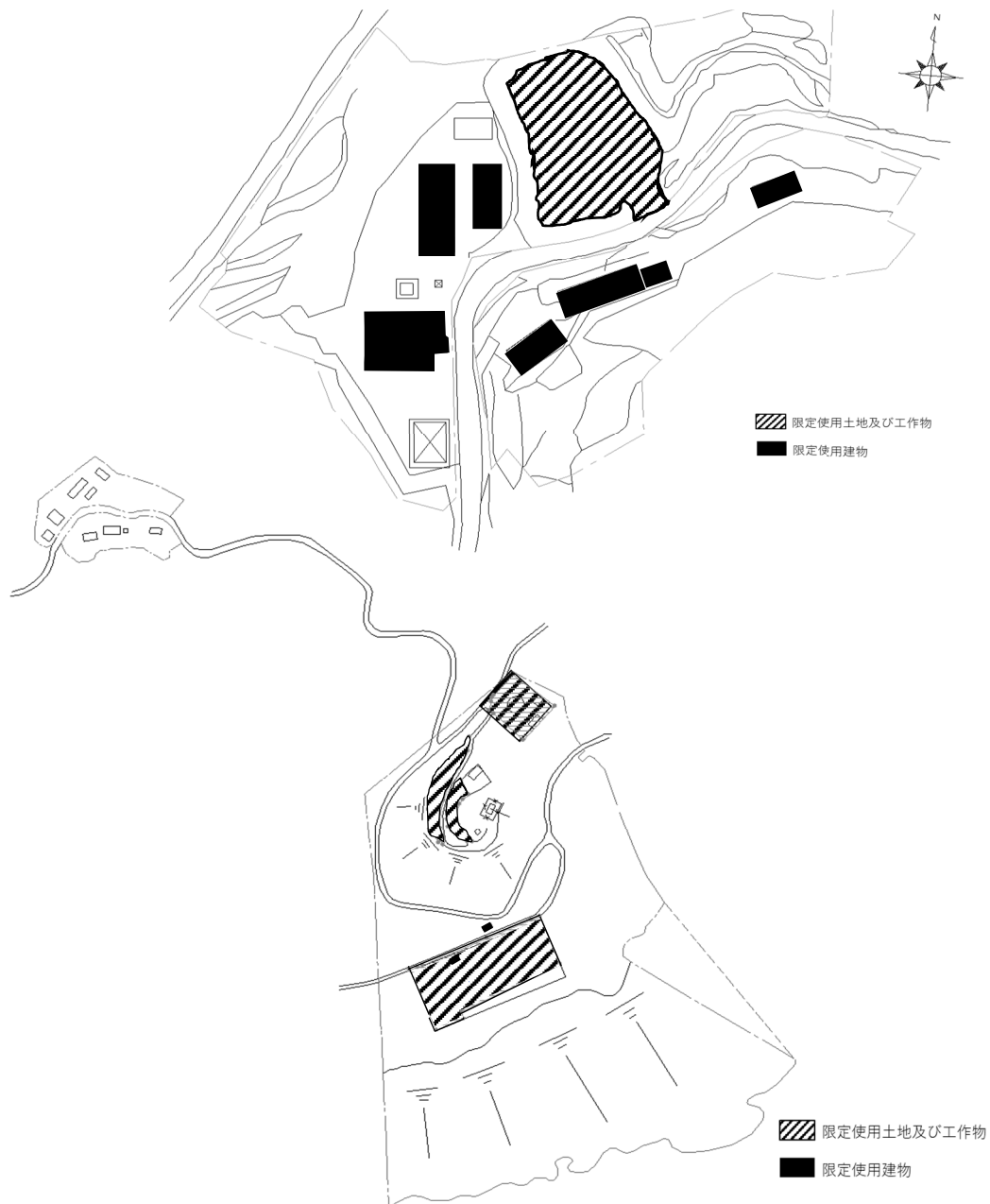
土 地：約 19,000 m²

建 物：9 棟 約 1,600 m²

工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 7 年 9 月 11 日から同年 10 月 3 日までの間

(2) 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地の財産の限定使用について
承認年月日	令和7年8月5日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地 F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地（高遊原分屯地）
合意対象所在地	熊本県熊本市（陸上自衛隊健軍駐屯地） 菊池郡菊陽町、上益城郡益城町（陸上自衛隊健軍駐屯地（高遊原分屯地））
合意対象面積等	土地：約16,000㎡（陸上自衛隊健軍駐屯地） 約25,000㎡（陸上自衛隊健軍駐屯地（高遊原分屯地））
	水域等：－
	建物：10棟 約6,500㎡（陸上自衛隊健軍駐屯地） 3棟 約3,700㎡（陸上自衛隊健軍駐屯地（高遊原分屯地））
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン25」を実施するため日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（1）F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地

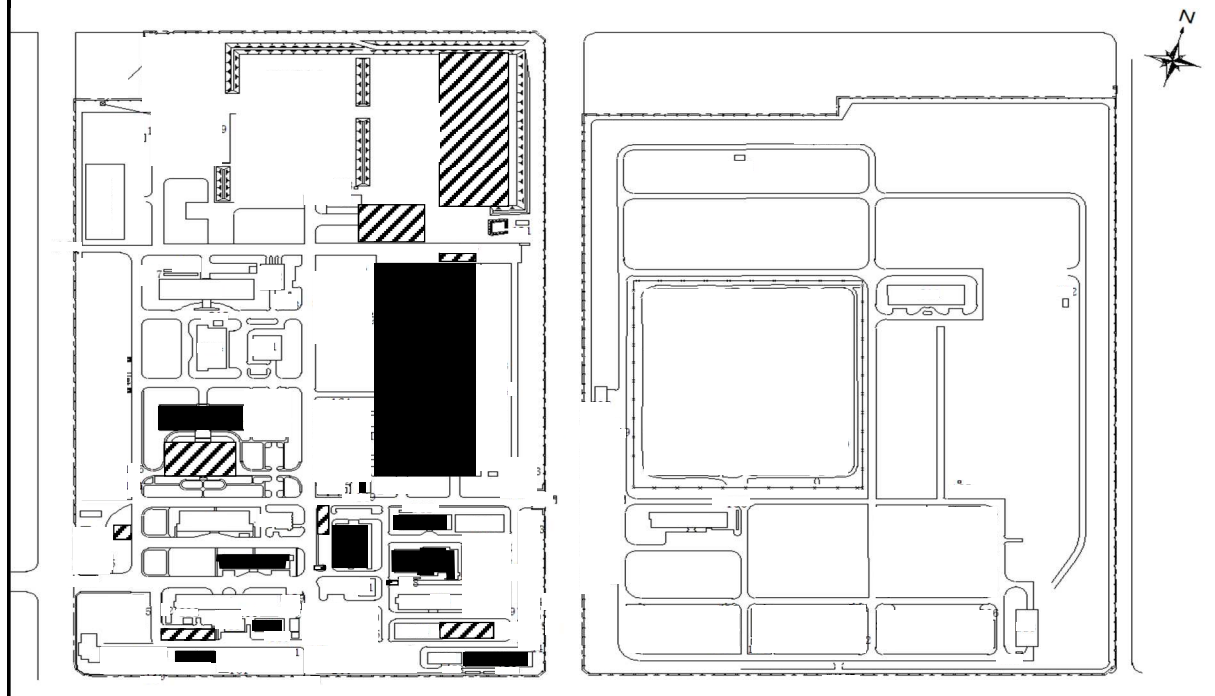
土地：約16,000㎡

建物：10棟 約6,500㎡

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和7年9月1日から同年10月3日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



斜線 限定使用土地及び工作物

黒色 限定使用建物

※次頁に続く

(2) F A C 5 1 2 5 健軍駐屯地 (高遊原分屯地)

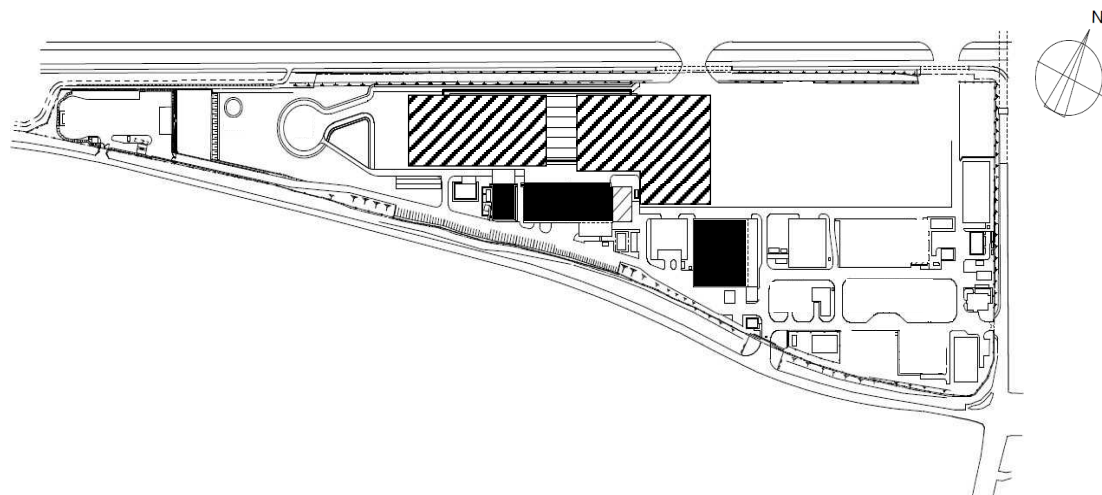
土地：約 25,000 m²

建物：3 棟 約 3,700 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式 (関連備品を含む。)

使用期間：(1) 令和 7 年 9 月 5 日から同月 25 日までの間

(2) 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間



限定使用土地及び工作物

限定使用建物

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場の財産の限定使用について
承認年月日	令和7年8月5日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場
合意対象所在地	鹿児島県鹿屋市
合意対象面積等	土地：約94,000㎡（海上自衛隊鹿屋航空基地）
	水域等：－
	建物：10棟 約26,000㎡（海上自衛隊鹿屋航空基地）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン25」を実施するため日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（1）F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場

土地：約94,000㎡

建物：10棟 約26,000㎡

工作物：滑走路、駐機場、誘導路等を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：（1）令和7年9月5日から同月25日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

